

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 会費等規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第9条の規定に基づき、本協会に対する会員の費用負担について具体的な内容を定めることを目的とする。

(年会費額)

第2条 定款第9条に定める会員の年会費額は以下の通りとする。ただし、請求時点において10円未満の金額は切り捨てて計算する。

(1) 正会員及び開設前会員

① 正会員の年会費は、当該会員が本協会に登録した有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、本協会に登録された有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を「登録ホーム」という。）の室数に応じて定められた、次表の基本会費と室数加算会費の合計額とする。

ただし、正会員のうち、運営する高齢者向け分譲住宅を2013年3月31日以前に登録した正会員の年会費は別に定める。

② 開設前会員の年会費は、当該会員の登録ホームの室数に応じて算出される正会員の年会費の2分の1の額とする。

登録ホーム 室数合計	正会員 年会費			開設前会員 年会費
	基本会費	室数加算 会費		
1 ~ 30	120,000	116,000	4,000	60,000
31 ~ 40	142,000	130,000	12,000	71,000
41 ~ 50	244,000	228,000	16,000	122,000
51 ~ 70	412,000	391,000	21,000	206,000
71 ~ 100	420,000	391,000	29,000	210,000
101 ~ 130	433,000	391,000	42,000	216,500
131 ~ 170	445,000	391,000	54,000	222,500
171 ~ 210	462,000	391,000	71,000	231,000
211 ~ 260	479,000	391,000	88,000	239,500
261 ~ 310	500,000	391,000	109,000	250,000
311 ~ 360	521,000	391,000	130,000	260,500
361 ~ 420	542,000	391,000	151,000	271,000
421 ~ 480	567,000	391,000	176,000	283,500
481 ~ 540	592,000	391,000	201,000	296,000
541 ~ 610	617,000	391,000	226,000	308,500
611 ~ 680	647,000	391,000	256,000	323,500
681 ~ 750	676,000	391,000	285,000	338,000
751 ~ 830	706,000	391,000	315,000	353,000
831 ~ 910	739,000	391,000	348,000	369,500
911 ~ 1,000	773,000	391,000	382,000	386,500
1,001 ~ 1,100	811,000	391,000	420,000	405,500
1,101 ~ 1,300	853,000	391,000	462,000	426,500
1,301 ~ 1,600	937,000	391,000	546,000	468,500
1,601 ~ 2,000	1,063,000	391,000	672,000	531,500
2,001 ~ 2,500	1,231,000	391,000	840,000	615,500
2,501 ~	1,441,000	391,000	1,050,000	720,500

- ③ 正会員及び開設前会員の年会費額は、前年度末日時点での登録ホームの室数を基準とする。

なお、年度途中で登録ホームの室数に変更が生じた場合は、遅滞なく本協会に変更事項を届け出るものとし、当該変更日の属する月の翌月分より変更後の室数を基準とする。

- ④ 年度途中に開設前会員から正会員に資格の変更が行われた場合、正会員への変更が承認された日の属する月の翌月分より正会員会費を適用するものとし、納入済みの開設前会員会費との差額分を、承認日の属する月の翌月末までに納入する。

## (2) 準会員

準会員の年会費額は 100,000 円とする。

ただし、2013 年 3 月 31 日以前に入会した高齢者向け分譲住宅を運営する事業主体（以下「特例事業者」という。）の年会費は、別に定める。

## (3) 情報会員

- ① 情報会員の年会費額は、当該会員が運営している全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居室数の合計（以下「総居室数」という。）に応じて、次表のとおりとする。

総居室数	年会費
1 室以上 30 室以下	30,000 円
31 室以上 40 室以下	40,000 円

- ② 情報会員の年会費額は、前年度末日時点での総居室数を基準とするものとし、毎年度の 4 月 15 日までに、前年度末日時点の総居室数を本協会へ報告するものとする。

- ③ 年度途中に正会員への資格の変更が行われた場合は、正会員入会が承認された日の属する月の翌月分より正会員会費を適用するものとし、納入済みの情報会員会費との差額分を、承認日の属する月の翌月末までに納入する。

## (4) 賛同会員

賛同会員の年会費は、100,000 円とする

## (会費の納入)

第 3 条 会員は、毎年 5 月末日までに、当該年度（4 月から翌年 3 月）の年会費を一括して納入するものとする。

2 2023 年 6 月 15 日以前に入会した正会員については、経過措置として、分納による会費の納入を可とする

### (1) 2023 年度の会費

2023 年度会費の一括納入を届け出た会員以外は、四半期毎の分納とする。

### (2) 2024 年度及び 2025 年度の会費

会員の希望により四半期毎に分納することもできるものとし、分納を希望する会員は、当該年度の 4 月 15 日までに本協会へその旨を届け出るものとする。

### (3) 分納による納入方法は下記のとおりとする。

適用期日	請求書発送日	納入期限
第 1 四半期 ( 4 ~ 6 月 )	4 月 25 日	5 月末日
第 2 四半期 ( 7 ~ 9 月 )	7 月 25 日	8 月末日
第 3 四半期 ( 10 ~ 12 月 )	10 月 25 日	11 月末日
第 4 四半期 ( 1 ~ 3 月 )	1 月 25 日	2 月末日

3 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度途中の入会における年会費の取り扱い)

第4条 年度途中に入会した会員の当該年度の年会費は、入会が承認された日の属する月の翌月から年度末までの月数分とし、入会が承認された日の属する月の翌月末までに一括して納入するものとする。

(退会した場合の会費負担基準)

第5条 正会員及び開設前会員が本協会を退会する場合は、次の各号の退会日が属する月までの会費を当該会員が負担するものとし、月割りで精算する。

(1) 任意退会の場合は、所定の退会届に記入された退会日、又は退会届が本協会に到達した日のいずれか遅い日

(2) 除名の場合は、除名が決議された日

(3) 資格喪失の場合は、資格喪失に該当した日

2 準会員、情報会員及び賛同会員が退会する場合は、退会した年度の納入済の会費は返還しない。

ただし、特例事業者については、前項の規定に準ずる。

(協同設置者の会費)

第6条 会員が協同設置者(複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして地方公共団体に設置届を提出し、受理されたものをいう。以下同様。)の場合は、協同設置者を構成するすべての事業者で会員1名分の費用を連帯して負担するものとする。なお、納入の手続きは、当該協同設置者を構成する事業者において定めた代表事業者が本規則の定めに従って行うこととする。

2 本協会が、会員である協同設置者に会費を返還する場合には、代表事業者に対して支払うものとする。

(会費の公益目的事業会計への配賦)

第7条 正会員会費については、50%以上を公益目的事業会計に配賦する。

(入居者生活保証制度審査料)

第8条 入居者生活保証制度へ加入し、又は入居者生活保証制度加入者が新たに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を登録した場合は、入居者生活保証制度加入審査等規程に定めるところにより、審査料を支払うものとする。

2 前項の審査料の納入期限は、理事会にて承認された日の属する月の翌月末までとする。

(入居者生活保証制度拠出金)

第9条 会員が入居者生活保証制度に入居者を登録しようとする場合は、入居者生活保証制度業務方法書に定めるところにより拠出金を支払わなければならない。

(振込手数料)

第10条 上記の費用に係る振込手数料は、会員が負担する。

(規程の改廃)

第11条 本規則の改廃は、総会において行う。

## 附則

- 1 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。
- 2 本規則の施行日において、正会員が開設前の有料老人ホームを登録している場合、当該ホームに係る室加算会費は、2013年12月31日までの間、2分の1額を適用する。
- 3 本規則の改正は、2013年6月20日から施行する。
- 4 本規則の改正は、2014年4月1日から施行する。
- 5 本規則の改正は、2015年4月1日から施行する。
- 6 本規則の改正は、2016年4月1日から施行する。
- 7 本規則の改正は、2017年6月15日から施行する。
- 8 本規則の改正は、2019年6月13日から施行する。
- 9 本規則の改正は、2020年6月11日から施行する。
- 10 本規則の改正は、2022年6月16日から施行する。
- 11 本規則の改正は、2023年6月15日から施行する。ただし、2026年4月1日をもって、本規則から第3条第2項を削除する。